○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

平成 13 年５月１日
警察本部訓令第 18 号

改正　平成 14 年４月 19 日本部訓令第 13 号、平成 16 年９月 16 日本部訓令第 15 号、平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 19 年６月 13 日本部訓令第 17 号、平成 20 年 11 月 11 日本部訓令第 21 号、平成 21 年３月 30 日本部訓令第 13 号、平成 24 年７月６日本部訓令第８号、平成 26 年３月 25 日本部訓令第 10 号、平成 28 年３月 31 日本部訓令第５号、平成 28 年６月 20 日本部訓令第 10 号、平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 14 号、令和元年６月 13 日本部訓令第４号、令和元年 12 月 13 日本部訓令第８号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和７年２月 17 日本部訓令第２号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく事務の取扱いに関する訓令（平成 11 年香川県警察本部訓令第 11 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和 60 年総理府令第１号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第４号。以下「遊技機規則」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年香川県条例第 29 号。以下「条例」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 13 号。以下「細則」という。）及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 34 号）の規定に基づく風俗営業等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第２条　香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長は、風俗営業等に係る申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第７条若しくは第 37 条又は遊技機規則第１条の２若しくは第７条の３の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

２　警察署長は、風俗営業に係る申請書の提出を受ける場合において、申請事項について調査を要するときは、法第４条に規定する許可の基準に関し警察官が調査することを告知するものとする。

３　警察署長は、特定遊興飲食店営業に係る申請書の提出を受ける場合において、申請事項について調査を要するときは、法第 31 条の 23 において準用する法第４条に規定する許可の基準に関し警察官が調査することを告知するものとする。

４　生活安全企画課長及び警察署長は、申請書等を受理したときは、別記様式第１号の受付簿に必要な事項を記録してその処理結果を明らかにするとともに、当該申請書等及びその関係書類を別表に定める順序により整理の上、香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第３号）第２条第３号に規定する簿冊（以下「簿冊」

という。）別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

５　警察署長は、申請書等及びその関係書類を生活安全企画課長に送付するときはその写しを保存するものとする。

（風俗営業の許可の手続）

第３条　警察署長は、法第５条第１項に規定する許可申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の風俗営業許可申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第３号の風俗営業審査表により審査し、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める審査基準（以下「審査基準」という。）に抵触するか否かを判断して別記様式第４号の風俗営業許可上申書に当該許可申請書その他の関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

２　警察署長は、法第４条第３項の規定が適用される許可申請書の提出を受けたときは、前項の規定によるほか、調査書のその２（法第４条第３項の規定が適用される営業所の許可に対する追加調査書）により所定の事項を調査し、当該調査書を添えるものとする。

３　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る許可申請書の提出を受けたときは、当該許可申請書を当該営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に送付した上、調査書により所定の事項（申請者に係る事項に限る。）を調査し、当該調査書の写しを所轄警察署長に送付しなければならない。

４　前項の規定により許可申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、調査書により所定の事項（申請者に係る事項を除く。）を調査の上、前項の警察署長から送付を受けた調査書の写しの内容と併せて風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の風俗営業許可上申書に当該許可申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

５　警察署長は、法第 39 条第１項の規定により香川県風俗環境浄化協会として指定を受けた公益財団法人香川県防犯協会連合会（以下「浄化協会」という。）に対し、調査書の営業所に係る事項の調査を依頼するときは、別に定める調査依頼書により行うものとする。この場合において、浄化協会から調査の回答書の送付を受けたときは、当該回答書を風俗営業許可上申書に添えるものとする。

（風俗営業の許可）

第４条　生活安全企画課長は、前条第１項又は第４項の規定による風俗営業の許可の上申があったときは、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その許可について専決するものとし、別記様式第５号の許可決定通知書を作成して、当該許可決定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定により許可をする風俗営業の営業所が条例第４条第１項及び第２項に規定する地域（以下「営業制限地域」という。）に近接し、かつ、清浄な風俗環境を保持する必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付するものとする。

３　警察署長は、第１項の許可決定通知書の送付を受けたときは、規則第 10 条第１項に規定する許可証（以下この条から第 20 条までにおいて「許可証」という。）及び同条第３項に規定する風俗営業管理者証（以下この条及び第 19 条第５項において「管理者証」という。）を作成し、申請者に通知の上、当該許可証及び管理者証を交付しなければならない。

４　前項の許可証及び管理者証には、警察署において保管する公安委員会の公印（香川県公安委員会公印規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 23 号）第２条第２項の表２の項に掲げる公印をいう。以下同じ。）を押し、及び許可証番号（10 桁の数字で上位５桁は警察署コード、下位５桁は00001から始まる警察署における累年の一連番号により構成するもの）を付するとともに、当該許可に条件が付されているときは、当該許可証の

余白にその条件を記載しなければならない。
（風俗営業の不許可）
第５条　生活安全企画課長は、前条第１項の規定による審査の結果、許可の申請が審査基準に抵触し、許可をしないことが相当と認めるときは、香川県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）に上申し、生活安全部長がその不許可について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第６条の不許可通知書を作成して、当該不許可通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請者に交付して処分の通知をしなければならない。
（風俗営業許可台帳）
第６条　第４条第３項の規定により許可証を交付した警察署長は、別記様式第６号の風俗営業許可台帳を２通作成し、その１通を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長及び警察署長は、当該風俗営業許可台帳を簿冊別に、許可番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。
２　生活安全企画課長及び警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度風俗営業許可台帳に必要な事項を記載しなければならない。
（１）　許可条件を付加し、又は変更したとき。
（２）　許可証の再交付をしたとき。
（３）　許可証の書換えをしたとき。
（４）　営業所等の名称、構造設備その他の変更があったとき。
（５）　管理者の氏名又は住所の変更があったとき。
（６）　法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
（７）　許可の取消し、営業の停止又は指示を行ったとき。
（８）　立入り又は報告若しくは資料の提出の要求を行ったとき。
（９）　その他許可台帳の記載内容に変更があったとき。
（風俗営業の許可の条件の付加又は変更）
第７条　警察署長は、許可後の事由により、営業所が営業制限地域に近接することとなったときその他許可の条件を新たに付し、又は変更する必要があると認めるときは、別記様式第７号の許可条件付加・変更上申書に営業所付近の略図その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があった場合は、これを審査し、行政手続法第 13 条第２項に規定する場合を除き、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞規則」という。）第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して交付し、その者から弁明があったときは、同法第 29 条に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第１項の弁明調書を作成しなければならない。
３　前項の規定による弁明通知書の交付は、上申に係る警察署長を経由して行うことができる。
４　生活安全企画課長は、第１項の規定による上申及び第２項の弁明について審査した結果、新たに条件を付し、又は変更することが必要であると認めるときは、細則第２条の許可条件付加・変更通知書を作成して、当該許可条件付加・変更通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の許可条件付加・変更通知書の送付を受けたときは、名宛人に対し、当該許可条件付加・変更通知書を交付し処分を執行するとともに、許可証の提出を求め、付加又は変更をした条件について、その余白に記載し、又は訂正しなければならない。
（許可証の再交付）
第８条　警察署長は、規則第 12 条の許可証再交付申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな許可証を作成して申請者に交付しなければな

らない。
２　警察署長は、前項の規定により許可証の再交付を行ったときは、許可証再交付申請書に必要な事項を記載して、当該許可証再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。
（風俗営業の相続の承認）
第９条　警察署長は、規則第 13 条第１項の相続承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の風俗営業相続承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第４号の風俗営業相続承認上申書に当該相続承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る相続承認申請書の提出を受けたときは、当該相続承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを所轄警察署長に送付しなければならない。
３　前項の規定により相続承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の風俗営業相続承認上申書に当該相続承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による相続承認の上申があったときは、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の相続承認決定通知書及び細則第７条第１項の承認通知書を作成して、当該相続承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに当該相続承認に係る許可証を書き換えなければならない。
（風俗営業の相続の不承認）
第 10 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、相続承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第７条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該申請者から被相続人が所持していた許可証の返納を受けるものとする。
（風俗営業者たる法人の合併の承認）
第 11 条　警察署長は、規則第 14 条第１項の合併承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の風俗営業合併承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第４号の風俗営業合併承認上申書に当該合併承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る合併承認申請書の提出を受けたときは、当該合併承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。
３　前項の規定により合併承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の風俗営業合併承認上申書に当該合併承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による合併承認申請の上申があったときは、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の合併承認決定通知書及び細則第７条第 1 項の承認通知書を作成して、当該合併承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、当該申請者からその所持する許可証の提出を受けたときは、当該申請に係る法人の合併を確認し、当該許可証を書き換えなければならない。
（風俗営業者たる法人の合併の不承認）
第 12 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、合併承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第７条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該申請に係る法人の合併を確認したときは、当該法人からその所持する許可証の返納を受けるものとする。
（風俗営業者たる法人の分割の承認）
第 13 条　警察署長は、規則第 15 条第 1 項の分割承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の風俗営業分割承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第４号の風俗営業分割承認上申書に当該分割承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る分割承認申請書の提出を受けたときは、当該分割承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。
３　前項の規定により分割承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の風俗営業分割承認上申書に当該分割承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による分割承認申請の上申があったときは、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の分割承認決定通知書及び細則第７条第１項の承認通知書を作成して、当該分割承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、当該申請者からその所持する許可証の提出を受けたときは、当該申請に係る法人の分割を確認し、当該許可証を書き換えなければならない。
（風俗営業者たる法人の分割の不承認）
第 14 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、分割承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第７条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該申請に係る法人の分割を確認したときは、当該法人からその所持する許可証の返納を受

けるものとする。

（許可証の書換え）

第 15 条　警察署長は、法第７条第５項（法第７条の２第３項及び第７条の３第３項において準用する場合を含む。）及び第９条第４項の規定により規則第 17 条の書換え申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項を横線で消した上、公安委員会の公印を押して訂正し、又は許可証に所定の事項を記入した上、公安委員会の公印を押して申請者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の規定により許可証の書換えを行ったときは、当該書換え申請書に必要な事項を記載して、当該書換え申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（風俗営業に係る営業所の管理者の兼任）

第 15 条の２　警察署長は、規則第 37 条ただし書の風俗営業の営業所の管理者の兼任の承認に係る関係書類の提出を受けたときは、申請の事由を確認し、当該関係書類を生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

２　前項の規定による申請があったときは、生活安全企画課長にあっては規則第 37 条ただし書に規定する基準に抵触していないと認めるときはその承認について専決するものとし、生活安全部長にあっては当該基準に抵触していると認めるときはその不承認について専決するものとする。

３　生活安全企画課長は、前項の規定による承認の専決があったときは細則第 10 条の２第２項に規定する風俗営業に係る営業所の管理者兼任承認通知書を、不承認の専決があったときは同項に規定する風俗営業に係る営業所の管理者兼任不承認通知書を作成し、当該警察署長を経由して申請者にこれを交付しなければならない。

（許可証の返納）

第 16 条　警察署長は、法第７条第６項の規定により許可証が返納されたときは、別記様式第８号の許可証返納報告書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

２　警察署長は、法第 10 条第 1 項又は第３項の規定により許可証が返納され、規則第 23 条第２項の返納理由書の提出を受けたときは、前項の許可証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

３　警察署長は、規則第 18 条後段又は第 23 条第 1 項後段の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る許可証の返納又は許可証の返納及び返納理由書の提出を受けたときは、当該許可証又は当該許可証及び返納理由書を所轄警察署長に送付しなければならない。

４　前項の規定により許可証又は返納理由書の送付を受けた所轄警察署長は、第１項の許可証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（風俗営業の構造設備等の変更の承認）

第 17 条　警察署長は、規則第 19 条第１項の変更承認申請書（法第 20 条第 10 項に規定する遊技機の増設、交替その他の変更に係るものを除く。）の提出を受けた場合は、別記様式第２号の風俗営業変更承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、承認をしなければならない。

２　警察署長は、浄化協会に対し前項の規定による調査を依頼するときは、第３条第５項の調査依頼書により行うものとし、その回答書をもって調査書に代えることができる。

３　警察署長は、法第 20 条第 10 項に規定する遊技機の増設、交替その他の変更に係る規則第 19 条第１項の変更承認申請書の提出を受けた場合は、当該申請に係る遊技機が規則第８条に規定する遊技機の基準に適合しているかどうかの確認、検査その他の調査を行い、審査基準に抵触しないときは、承認をしなければならない。

４　警察署長は、第１項又は前項の承認をしたときは、細則第８条において準用する細則第７条第１項の規定により承認通知書を作成し、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、変更承認申請書に必要な事項を記載して、当該変更承認申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。ただし、ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の変更に係るものは、写しの送付を省略することができる。

（風俗営業の構造設備等の変更の不承認）

第 18 条　警察署長は、前条第 1 項又は第３項の規定による審査の結果、審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、当該変更承認申請書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による不承認が相当である旨の上申があったときは、これを審査し、当該申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第８条において準用する細則第７条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

３　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（風俗営業の変更の届出）

第 19 条　警察署長は、法第９条第３項第１号又は第２号（法第 20 条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定により規則第 20 条第１項に規定する変更届出書の提出を受けたときは、当該変更届出書の内容を確認し、又は調査し、適当と認めるときは、当該変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。ただし、ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の変更に係るものは、写しの送付を省略することができる。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る変更届出書の提出を受けたときは、当該変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。

３　第１項の規定は、前項の変更届出書の送付を受けた警察署長の手続について準用する。

４　警察署長は、変更届出書の内容が、許可証の記載事項の変更に該当するときは、許可証の書換えを行わなければならない。この場合において、第 15 条第１項及び第２項の規定は、当該警察署長の手続について準用する。

５　警察署長は、変更届出書の内容が、管理者の氏名又は住所の変更に該当するときは、当該管理者に係る管理者証を新たに作成し、又は書き換えた上、交付しなければならない。この場合において、第４条第３項の規定は、当該警察署長の手続について準用する。

（特例風俗営業者の認定）

第 20 条　警察署長は、規則第 25 条に規定する認定申請書の提出を受けたときは、別記様式第２号の風俗営業認定申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第４号の風俗営業認定上申書に当該認定申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る認定申請書の提出を受けたときは、当該認定申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項（申請者に係る事項に限る。）を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。

３　前項の規定により認定申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、調査書により所定の事項（申請者に係る事項を除く。）を調査の上、風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の風俗営業認定上申書に当該認定申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による認定申請の上申があったときは、

風俗営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その認定について専決するものとし、別記様式第５号の認定決定通知書を作成して、当該認定決定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の認定決定通知書の送付を受けたときは、規則第 26 条第１項に規定する認定証（以下この項、第 22 条及び第 23 条において「認定証」という。）を作成して、当該認定証を申請者に交付しなければならない。この場合において、当該認定証には、申請者に交付している許可証の許可証番号と同一の番号の認定番号を付し、公安委員会の公印を押さなければならない。

（特例風俗営業者の不認定）

第 21 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、認定の申請が審査基準に抵触し、認定をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第９条第１項において準用する細則第６条に規定する不認定通知書を作成して、当該不認定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　警察署長は、前項後段の不認定通知書の送付を受けたときは、当該不認定通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（認定証の再交付）

第 22 条　警察署長は、規則第 26 条第３項において準用する規則第 12 条の認定証再交付申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな認定証を作成して申請者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の規定により認定証の再交付を行ったときは、認定証再交付申請書に必要な事項を記載して、当該認定証再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（認定証の返納）

第 23 条　警察署長は、法第 10 条の２第７項又は第９項の規定による認定証の返納に併せて、規則第 26 条第３項において準用する規則第 23 条第２項の返納理由書の提出を受けたときは、別記様式第８号の認定証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

２　警察署長は、法 10 条の２第７項又は第９項の規定による認定証の返納について、規則第 26 条第３項において準用する規則第 23 条第１項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る認定証の返納を受けたときは、当該認定証及び同条第２項の規定により提出を受けた返納理由書を所轄警察署長に送付しなければならない。

３　前項の規定により認定証及び返納理由書の送付を受けた所轄警察署長は、第１項の認定証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（遊技機の認定）

第 24 条　警察署長は、遊技機規則第１条第１項の認定申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る遊技機が規則第８条に規定する遊技機の基準に該当しないかどうかの確認、検査その他の所定の調査を行い、別記様式第 11 号の遊技機認定上申書に当該認定申請書及び遊技機の調査の結果を記載した書面を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による遊技機の認定の上申があったときは、遊技機の基準について審査し、規則第８条に規定する遊技機の基準に該当しないと認めるときは、その認定について専決するものとし、遊技機規則第３条第２項の認定通知書を作成して、当該認定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

３　警察署長は、前項の認定通知書の送付を受けたときは、当該認定通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（遊技機の不認定）

第 25 条　生活安全企画課長は、前条第２項の規定による審査の結果、申請に係る遊技機

が規則第８条に規定する遊技機の基準に該当し、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機であると認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不認定について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、遊技機規則第３条第３項の不認定通知書を作成して、当該不認定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　警察署長は、前項後段の不認定通知書の送付を受けたときは、当該不認定通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（遊技機の認定の取消し）

第 26 条　警察署長は、遊技機規則第５条第１項の規定により認定を行った遊技機の認定を取り消す必要があると認めるときは、上申書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があった場合は、これを審査し、当該取消しの理由を記載した聴聞規則第 20 条の弁明通知書に準じた書面を当該取消処分の名宛人となるべき者に対して交付し、その者から弁明があったときは、行政手続法第 29 条に規定する弁明書に準じた書面の提出を求め、又は聴聞規則第 22 条第１項の弁明調書に準じた書面を作成しなければならない。

３　生活安全企画課長は、前項の弁明通知書に準じた書面の交付を警察署長を経由して行うことができる。

４　生活安全企画課長は、公安委員会が遊技機の認定の取消しを決定したときは、遊技機規則第５条第３項の認定取消通知書を作成して、当該認定取消通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の認定取消通知書の送付を受けたときは、当該認定取消通知書を名宛人に交付して処分を通知しなければならない。

（遊技機の検定）

第 27 条　生活安全企画課長は、遊技機規則第７条第１項の検定申請書の提出を受けたときは、当該検定申請書及び添付書類を確認し、書類審査の結果、遊技機規則第６条に規定する技術上の規格に該当すると認めるときは、遊技機規則第９条第１項の検定通知書（甲）を作成し、当該検定通知書（甲）を申請者に交付して処分を通知するとともに同条第４項に規定する方法により公示しなければならない。

２　前項の場合において、生活安全企画課長は、当該検定申請に係る遊技機の型式が遊技機規則第６条に規定する技術上の規格に該当しないと認めるときは、遊技機規則第９条第２項の検定通知書（乙）を作成し、当該検定通知書（乙）を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（確認）

第 28 条　生活安全企画課長は、遊技機規則第７条の２第２項の確認申請書の提出を受けたときは、当該確認申請書及び添付書類を審査し、同一の型式に属する遊技機を製造する能力を有する者であると認めるときは、その確認について専決するものとし、同条第３項の確認証明書を作成し、当該確認証明書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

２　生活安全企画課長は、遊技機規則第７条の２第４項の変更届出書の提出を受けた場合は、当該変更届出書及び添付書類の内容を確認し、当該変更届出書の内容が確認証明書の記載事項の変更に該当するときは、確認証明書の書換えを行わなければならない。

３　生活安全企画課長は、遊技機規則第７条の２第５項の廃止届出書の提出を受けたときは、確認証明書の返納を求めなければならない。

４　生活安全企画課長は、公安委員会が遊技機規則第７条の２第６項の規定により製造業者の確認の取消しを決定したときは、同条第７項の確認取消通知書を作成し、当該確認取消通知書を名宛人に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、確認証明書の返納も併せて求めるものとする。

（遊技機の検定の取消し）

第 29 条　生活安全企画課長は、遊技機規則第 11 条第 1 項又は第２項の規定により遊技機の型式の検定を取り消す必要があると認める場合は、当該取消しの理由を記載した聴聞規則第 20 条の弁明通知書に準じた書面を当該取消処分の名宛人となるべき者に対して交付し、その者から弁明があったときは、行政手続法第 29 条に規定する弁明書に準じた書面の提出を求め、又は聴聞規則第 22 条第１項の弁明調書に準じた書面を作成しなければならない。

２　生活安全企画課長は、公安委員会が遊技機の型式の検定の取消しを決定したときは、遊技機規則第 11 条第４項の検定取消通知書を作成し、当該検定取消通知書を名宛人に交付して処分を通知しなければならない。

（風俗営業に係る営業所の管理者の解任勧告）

第 30 条　警察署長は、法第 24 条第５項の規定により風俗営業の営業所の管理者の解任を勧告する必要があると認めるときは、別記様式第 12 号の管理者解任勧告上申書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による管理者の解任の勧告の上申があったときは、必要な事項を調査し、又は確認し、管理者として不適当と認めるときは、その勧告について専決するものとし、細則第 20 条の勧告書を作成して、当該勧告書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

３　警察署長は、前項の勧告書の送付を受けたときは、当該勧告書を当該管理者を雇用する風俗営業者に交付して行政指導をしなければならない。この場合において、警察署長は、当該行政指導の状況を生活安全企画課長に報告しなければならない。

（風俗営業管理者講習）

第 31 条　生活安全企画課長は、法第 24 条第６項に規定する管理者に対する講習（以下「風俗営業管理者講習」という。）を実施するときは、年度ごとに当該年度において実施する風俗営業管理者講習の回数、時期、対象業種、方法等の講習実施基本計画を作成しなければならない。この場合において、風俗営業管理者講習の実施要領については、別に定めるものとする。

２　警察署長は、規則第 40 条第２項に規定する風俗営業管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の提出を受けたときは、当該書面を生活安全企画課長に送付しなければならない。

３　生活安全企画課長は、風俗営業管理者講習の受講者に対して、受講証明を行うものとする。

（店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出）

第 32 条　警察署長は、規則第 41 条第 1 項に規定する店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、速やかに、別記様式第 12 号の２の性風俗関連特殊営業開始届出に対する調査書により当該届出に係る営業所の所在地が法第 28 条第 1 項に規定する区域（以下「禁止区域」という。）又は条例第 11 条第１項各号に定める地域（以下「禁止地域」という。）に該当するかどうかを調査した上、別記様式第 12 号の３の性風俗関連特殊営業等届出確認表（以下「確認表」という。）により確認し、該当しないと認めるときは、規則第 44 条第１項に規定する店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、届出者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付したときは、別記様式第 13 号の店舗型性風俗特殊営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の写し及び店舗型性風俗特殊営業届出確認書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

３　警察署長は、第１項の規定による調査の結果、当該届出に係る営業所の所在地が禁止区域又は禁止地域に該当すると認めるときは、当該店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の写し及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。

４　生活安全企画課長は、前項の規定により警察署長から書類の送付を受けたときは、こ

れを審査し、当該届出に係る営業所の所在地が禁止区域又は禁止地域に該当すると認めるときは、規則第 44 条第２項の届出確認書不交付通知書を作成して、当該警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、当該届出確認書不交付通知書を届出者に交付しなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出）

第 33 条　警察署長は、規則第 42 条第 1 項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、当該変更届出書の内容が店舗型性風俗特殊営業届出確認書の記載事項の変更に該当するときは、提出を受けた店舗型性風俗特殊営業届出確認書の書換えを行うとともに、書き換えた店舗型性風俗特殊営業届出確認書の写しを併せて送付しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する店舗型性風俗特殊営業の廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書又は変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。この場合において、前項の規定は、所轄警察署長の手続について準用する。

（無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出）

第 34 条　警察署長は、規則第 52 条第 1 項に規定する無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認表により確認し、適当と認めるときは、規則第 55 条第１項に規定する無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、届出者に交付しなければならない。ただし、受付所を設けて営む法第２条第７項第１号の営業にあっては、別記様式第 12 号の２の性風俗関連特殊営業開始届出に対する調査書により当該受付所の所在地が法第 31 条の３第２項の規定により禁止区域又は禁止地域に該当するかどうかを調査した上、該当しないと認めるときに限り、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付するものとする。

２　警察署長は、前項の無店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付したときは、別記様式第 13 号の無店舗型性風俗特殊営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の写し及び無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

３　警察署長は、第１項の規定による調査の結果、当該受付所の所在地が禁止区域又は禁止地域に該当すると認めるときは、当該無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書の写し及びその関係書類を生活安全企画課長に送付しなければならない。

４　生活安全企画課長は、前項の規定により警察署長から書類の送付を受けたときは、これを審査し、当該受付所の所在地が禁止区域又は禁止地域に該当すると認めるときは、規則第 44 条第２項の届出確認書不交付通知書を作成して、当該警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、当該届出確認書不交付通知書を届出者に交付しなければならない。

（無店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の届出）

第 35 条　警察署長は、規則第 53 条において準用する規則第 42 条第１項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、変更届出書の内容が無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の記載事項の変更に該当するときは、提出を受けた無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の書換えを行うとともに、書き換えた無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の写しを併せて送付しなければならない。

（映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出）

第 36 条　警察署長は、規則第 58 条第１項に規定する映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認表により確認し、適当と認めると

きは、規則第 61 条第１項に規定する映像送信型性風俗特殊営業届出確認書を作成し、届出者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の映像送信型性風俗特殊営業届出確認書を交付したときは、別記様式第 13 号の映像送信型性風俗特殊営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書の写し及び映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなればならない。

３　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に事務所を置く映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。この場合において、第１項の規定は、所轄警察署長の手続について準用する。

（映像送信型性風俗特殊営業の廃止及び変更の届出）

第 37 条　警察署長は、規則第 59 条第１項において準用する規則第 42 条第１項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、変更届出書の内容が映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の記載事項の変更に該当するときは、提出を受けた映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の書換えを行うとともに、書き換えた映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の写しを併せて送付しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に事務所を置く映像送信型性風俗特殊営業の廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書又は変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。この場合において、前項の規定は、所轄警察署長の手続について準用する。

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第 37 条の２　警察署長は、規則第 63 条第１項に規定する店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認表により確認し、速やかに、別記様式第 12 号の２の性風俗関連特殊営業開始届出に対する調査書により当該届出に係る営業所の所在地が禁止区域又は条例第 11 条第３項に規定する地域に該当するかどうかを調査した上、該当しないと認めるときは、規則第 66 条第１項に規定する店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成し、届出者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付したときは、別記様式第 13 号の２の店舗型電話異性紹介営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の写し及び店舗型電話異性紹介営業届出確認書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出）

第 37 条の３　警察署長は、規則第 64 条において準用する規則第 42 条第１項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、変更届出書の内容が店舗型電話異性紹介営業届出確認書の記載事項の変更に該当するときは、提出を受けた店舗型電話異性紹介営業届出確認書の書換えを行うとともに、書き換えた店舗型電話異性紹介営業届出確認書の写しを併せて送付しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する店舗型電話異性紹介営業の廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書又は変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。この場合において、前項の規定は、所轄警察署長の手続について準用する。

（無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第 37 条の４　警察署長は、規則第 69 条第１項に規定する無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認表により確認し、適当と認めるときは、規則第 72 条第１項に規定する無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成

し、届出者に交付しなければならない。
２　警察署長は、前項の無店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付したときは、別記様式第 13 号の２の無店舗型電話異性紹介営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書の写し及び無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。
（無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の届出）
第 37 条の５　警察署長は、規則第 70 条において準用する規則第 42 条第１項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、変更届出書の内容が無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の記載事項の変更に該当するときは、提出を受けた無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の書換えを行うとともに、書き換えた無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の写しを併せて送付しなければならない。
（届出確認書の作成要領）
第 37 条の６　警察署長は、第 32 条第１項、第 34 条第１項、第 36 条第１項、第 37 条の２第１項又は第 37 条の４第１項の規定により作成する店舗型性風俗特殊営業届出確認書、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書及び無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（以下これらを「届出確認書」という。）には、一連番号（10 桁の数字で、上位５桁は警察署コード、下位５桁は00001から始まる警察署における累年の一連番号により構成するもの）を付するとともに、公安委員会の公印を押さなければならない。
２　警察署長は、届出確認書を届出者に交付したときは、別記様式第 13 号の３の届出確認書交付台帳に必要な事項を記載しなければならない。
（届出確認書の再交付）
第 37 条の７　警察署長は、規則第 45 条（規則第 55 条第２項、第 61 条第２項、第 66 条第２項及び第 72 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書再交付申請書の提出を受けたときは、当該申請の事由を審査し、適当と認めるときは、新たな届出確認書を作成して申請者に交付しなければならない。
２　警察署長は、前項の規定により届出確認書の再交付を行ったときは、届出確認書再交付申請書に必要な事項を記載して、当該届出確認書再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。
（届出確認書の返納）
第 37 条の８　警察署長は、規則第 46 条（規則第 55 条第２項、第 61 条第２項、第 66 条第２項及び第 72 条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出確認書の返納を受けたときは、当該届出確認書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。
（関係書類の移送）
第 37 条の９　警察署長は、第 35 条、第 37 条第１項又は第 37 条の５の規定による変更届出書の提出を受けた場合において、その内容が他の警察署の管轄区域への事務所の移転に係る変更であるときは、保存している無店舗型性風俗特殊営業届出台帳、映像送信型性風俗特殊営業届出台帳又は無店舗型電話異性紹介営業届出台帳及び無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書、映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書又は無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書並びにこれらに関係する書類を当該変更届出書に記載された事務所の所在地を管轄する警察署の署長に移送するものとする。
（届出台帳の管理）
第 38 条　生活安全企画課長及び警察署長は、第 32 条第２項、第 34 条第２項、第 36 条第２項、第 37 条の２第２項又は第 37 条の４第２項の規定により作成し、又は送付を受けた店舗型性風俗特殊営業届出台帳、無店舗型性風俗特殊営業届出台帳、映像送信型性風俗特殊営業届出台帳、店舗型電話異性紹介営業届出台帳及び無店舗型電話異性紹介営業

届出台帳（以下次項においてこれらを「届出台帳」という。）を簿冊別に、届出番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

２　生活安全企画課長及び警察署長は、第 33 条第１項、第 35 条、第 37 条第１項、第 37 条の３第１項又は第 37 条の５の規定により届出の内容を確認したとき、及び届出台帳により記録すべき重要な事由が認められたときは、その都度当該届出台帳に必要な記載をしなければならない。

（特定遊興飲食店営業の許可の手続）

第 39 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第５条第１項に規定する許可申請書の提出を受けたときは、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業許可申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、別記様式第 13 号の５の特定遊興飲食店営業審査表により審査し、公安委員会が定める審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第 13 号の６の特定遊興飲食店営業許可上申書に当該許可申請書その他の関係書類を添えて生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第４条第３項の規定が適用される許可申請書の提出を受けたときは、前項の規定によるほか、調査書のその２（法第 31 条の 23 において準用する法第４条第３項の規定が適用される営業所の許可に対する追加調査書）により所定の事項を調査し、当該調査書を添えるものとする。

３　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る許可申請書の提出を受けたときは、当該許可申請書を当該営業所の所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項（申請者に係る事項に限る。）を調査し、当該調査書の写しを所轄警察署長に送付しなければならない。

４　前項の規定により許可申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、調査書により所定の事項（申請者に係る事項を除く。）を調査の上、前項の警察署長から送付を受けた調査書の写しの内容と併せて特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の特定遊興飲食店営業許可上申書に当該許可申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

５　警察署長は、浄化協会に対し、調査書の営業所に係る事項の調査を依頼するときは、別に定める調査依頼書により行うものとする。この場合において、浄化協会から調査の回答書の送付を受けたときは、当該回答書を特定遊興飲食店営業許可上申書に添えるものとする。

（特定遊興飲食店営業の許可）

第 40 条　生活安全企画課長は、前条第１項又は第４項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の上申があったときは、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その許可について専決するものとし、別記様式第５号の許可決定通知書を作成して、当該許可決定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定により許可をする特定遊興飲食店営業の営業所が条例第 14 条に規定する地域（以下「営業所設置許容地域」という。）内の保全対象施設に近接し、かつ、清浄な風俗環境を保持する必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付するものとする。

３　警察署長は、第１項の許可決定通知書の送付を受けたときは、規則第 78 条第１項に規定する許可証（以下「許可証」という。）及び同条第２項に規定する特定遊興飲食店営業管理者証（以下「管理者証」という。）を作成し、申請者に通知の上、当該許可証及び管理者証を交付しなければならない。

４　前項の許可証及び管理者証には、警察署において保管する公安委員会の公印を押し、及び許可証番号（10 桁の数字で上位５桁は警察署コード、下位５桁は 00001 から始まる警察署における通年の一連番号により構成するもの）を付するとともに、当該許可に条件が付されているときは、当該許可証の余白にその条件を記載しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の不許可）
第 41 条　生活安全企画課長は、前条第１項の規定による審査の結果、許可の申請が審査基準に抵触し、許可をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不許可について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第 13 条の不許可通知書を作成して、当該不許可通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不許可通知書の送付を受けたときは、当該不許可通知書を申請者に交付して処分の通知をしなければならない。
（特定遊興飲食店営業許可台帳）
第 42 条　第 40 条第３項の規定により許可証を交付した警察署長は、別記様式第 13 号の７の特定遊興飲食店営業許可台帳を２通作成し、その１通を生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長及び警察署長は、当該特定遊興飲食店営業許可台帳を簿冊別に、許可番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。
２　生活安全企画課長及び警察署長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その都度特定遊興飲食店営業許可台帳に必要な事項を記載しなければならない。
（１）　許可条件を付加し、又は変更したとき。
（２）　許可証の再交付をしたとき。
（３）　許可証の書換えをしたとき。
（４）　営業所等の名称、構造設備その他の変更があったとき。
（５）　管理者の氏名又は住所の変更があったとき。
（６）　法人の役員の氏名又は住所の変更があったとき。
（７）　許可の取消し、営業の停止又は指示を行ったとき。
（８）　立入り又は報告若しくは資料の提出の要求を行ったとき。
（９）　その他許可台帳の記載内容に変更があったとき。
（特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加又は変更）
第 43 条　警察署長は、許可後の事由により、営業所が保全対象施設に近接することとなったときその他許可の条件を新たに付し、又は変更する必要があると認めるときは、許可条件付加・変更上申書に営業所付近の略図その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があった場合は、これを審査し、行政手続法第 13 条第２項に規定する場合を除き、聴聞規則第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して交付し、その者から弁明があったときは、同法第 29 条に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第１項の弁明調書を作成しなければならない。
３　前項の規定による弁明通知書の交付は、上申に係る警察署長を経由して行うことができる。
４　生活安全企画課長は、第１項の規定による上申及び第２項の弁明について審査した結果、新たに条件を付し、又は変更することが必要であると認めるときは、細則第 12 条の許可条件付加・変更通知書を作成して、当該許可条件付加・変更通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の許可条件付加・変更通知書の送付を受けたときは、名宛人に対し、当該許可条件付加・変更通知書を交付し処分を執行するとともに、許可証の提出を求め、付加又は変更をした条件について、その余白に記載し、又は訂正しなければならない。
（許可証の再交付）
第 44 条　警察署長は、規則第 80 条において準用する規則第 12 条の許可証再交付申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな許可証を作成して申請者に交付しなければならない。
２　警察署長は、前項の規定により許可証の再交付を行ったときは、許可証再交付申請書

に必要な事項を記載して、当該許可証再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の相続の承認）

第 45 条　警察署長は、規則第 81 条において準用する規則第 13 条第１項の相続承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業相続承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第 13 号の６の特定遊興飲食店営業相続承認上申書に当該相続承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る相続承認申請書の提出を受けたときは、当該相続承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを所轄警察署長に送付しなければならない。

３　前項の規定により相続承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の特定遊興飲食店営業相続承認上申書に当該相続承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による相続承認の上申があったときは、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の相続承認決定通知書及び細則第 14 条第１項の承認通知書を作成して、当該相続承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに当該相続承認に係る許可証を書き換えなければならない。

（特定遊興飲食店営業の相続の不承認）

第 46 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、相続承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第 14 条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該申請者から被相続人が所持していた許可証の返納を受けるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認）

第 47 条　警察署長は、規則第 82 条において準用する規則第 14 条第１項の合併承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業合併承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第 13 号の６の特定遊興飲食店営業合併承認上申書に当該合併承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る合併承認申請書の提出を受けたときは、当該合併承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。

３　前項の規定により合併承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の特定遊興飲食店営業合併承認上申書に当該合併承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による合併承認申請の上申があったときは、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の合併承認決定通知書及び細則第 14 条第１項の承認通知書を作成して、当該合併承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、当該申請者からその所持する許可証の提出を受けたときは、当該申請に係る法人の合併を確認し、当該許可証を書き換えなければならない。
（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の不承認）
第 48 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、合併承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第 14 条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該申請に係る法人の合併を確認したときは、当該法人からその所持する許可証の返納を受けるものとする。
（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認）
第 49 条　警察署長は、規則第 83 条において準用する規則第 15 条第１項の分割承認申請書の提出を受けたときは、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業分割承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第 13 号の６の特定遊興飲食店営業分割承認上申書に当該分割承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る分割承認申請書の提出を受けたときは、当該分割承認申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。
３　前項の規定により分割承認申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の特定遊興飲食店営業分割承認上申書に当該分割承認申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による分割承認申請の上申があったときは、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その承認について専決するものとし、別記様式第５号の分割承認決定通知書及び細則第 14 条第１項の承認通知書を作成して、当該分割承認決定通知書及び承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
５　警察署長は、前項の承認通知書の送付を受けたときは、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、当該申請者からその所持する許可証の提出を受けたときは、当該申請に係る法人の分割を確認し、当該許可証を書き換えなければならない。
（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の不承認）
第 50 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、分割承認の申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第 14 条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。
２　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。この場合において、警察署長は、当該

申請に係る法人の分割を確認したときは、当該法人からその所持する許可証の返納を受けるものとする。

（許可証の書換え）

第 51 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第７条第５項（法第 31 条の 23 において準用する法第７条の２第３項及び第７条の３第３項において準用する場合を含む。）及び法第 31 条の 23 において準用する法第９条第４項の規定により規則第 85 条において準用する規則第 17 条の書換え申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項を横線で消した上、公安委員会の公印を押して訂正し、又は許可証に所定の事項を記入した上、公安委員会の公印を押して申請者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の規定により許可証の書換えを行ったときは、当該書換え申請書に必要な事項を記載して、当該書換え申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の兼任）

第 51 条の２　第 15 条の２の規定は、規則第 97 条第１項において準用する規則第 37 条ただし書の承認等の手続について準用する。

（許可証の返納）

第 52 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第７条第６項の規定により許可証が返納されたときは、別記様式第８号の許可証返納報告書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

２　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条第１項又は第３項の規定により許可証が返納され、規則第 91 条において準用する規則第 23 条第２項の返納理由書の提出を受けたときは、前項の許可証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

３　警察署長は、規則第 86 条において準用する規則第 18 条後段又は第 23 条第１項後段の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る許可証の返納又は許可証の返納及び返納理由書の提出を受けたときは、当該許可証又は当該許可証及び返納理由書を所轄警察署長に送付しなければならない。

４　前項の規定により許可証又は返納理由書の送付を受けた所轄警察署長は、第１項の許可証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の構造設備等の変更の承認）

第 53 条　警察署長は、規則第 87 条第１項の変更承認申請書の提出を受けた場合は、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業変更承認申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、承認をしなければならない。

２　警察署長は、浄化協会に対し前項の規定による調査を依頼するときは、第 39 条第５項の調査依頼書により行うものとし、その回答書をもって調査書に代えることができる。

３　警察署長は、第１項の承認をしたときは、細則第 15 条において準用する細則第 14 条第１項の規定により承認通知書を作成し、当該承認通知書を申請者に交付するとともに、変更承認申請書に必要な事項を記載して、当該変更承認申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の構造設備等の変更の不承認）

第 54 条　警察署長は、前条第１項の規定による審査の結果、審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、当該変更承認申請書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による不承認が相当である旨の上申があったときは、これを審査し、当該申請が審査基準に抵触し、承認をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活安全部長がその不承認について専決するものとする。この

場合において、生活安全企画課長は、細則第 15 条において準用する細則第 14 条第２項の不承認通知書を作成して、当該不承認通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

３　警察署長は、前項後段の不承認通知書の送付を受けたときは、当該不承認通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（特定遊興飲食店営業の変更の届出）

第 55 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第９条第３項第１号又は第２号の規定により規則第 88 条第１項に規定する変更届出書の提出を受けたときは、当該変更届出書の内容を確認し、又は調査し、適当と認めるときは、当該変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る変更届出書の提出を受けたときは、当該変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。

３　第１項の規定は、前項の変更届出書の送付を受けた警察署長の手続について準用する。

４　警察署長は、変更届出書の内容が、許可証の記載事項の変更に該当するときは、許可証の書換えを行わなければならない。この場合において、第 51 条第１項及び第２項の規定は、当該警察署長の手続について準用する。

５　警察署長は、変更届出書の内容が、管理者の氏名又は住所の変更に該当するときは、当該管理者に係る管理者証を新たに作成し、又は書き換えた上、交付しなければならない。この場合において、第 40 条第３項の規定は、当該警察署長の手続について準用する。

（特例特定遊興飲食店営業者の認定）

第 56 条　警察署長は、規則第 93 条に規定する認定申請書の提出を受けたときは、別記様式第 13 号の４の特定遊興飲食店営業認定申請に対する調査書（以下この条において「調査書」という。）により所定の事項を調査した上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して別記様式第 13 号の６の特定遊興飲食店営業認定上申書に当該認定申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る認定申請書の提出を受けたときは、当該認定申請書を所轄警察署長に送付した上、調査書により所定の事項（申請者に係る事項に限る。）を調査し、当該調査書の写しを送付しなければならない。

３　前項の規定により認定申請書及び調査書の写しの送付を受けた所轄警察署長は、調査書により所定の事項（申請者に係る事項を除く。）を調査の上、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触するか否かを判断して第１項の特定遊興飲食店営業認定上申書に当該認定申請書その他の関係書類を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

４　生活安全企画課長は、第１項又は前項の規定による認定申請の上申があったときは、特定遊興飲食店営業審査表により審査し、審査基準に抵触しないときは、その認定について専決するものとし、別記様式第５号の認定決定通知書を作成して、当該認定決定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の認定決定通知書の送付を受けたときは、規則第 94 条第１項に規定する認定証（以下この項、第 58 条及び第 59 条において「認定証」という。）を作成して、当該認定証を申請者に交付しなければならない。この場合において、当該認定証には、申請者に交付している許可証の許可証番号と同一の番号の認定番号を付し、公安委員会の公印を押さなければならない。

（特例特定遊興飲食店営業者の不認定）

第 57 条　生活安全企画課長は、前条第４項の規定による審査の結果、認定の申請が審査基準に抵触し、認定をしないことが相当と認めるときは、生活安全部長に上申し、生活

安全部長がその不承認について専決するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、細則第 16 条第１項において準用する細則第 13 条に規定する不認定通知書を作成して、当該不認定通知書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

２　警察署長は、前項後段の不認定通知書の送付を受けたときは、当該不認定通知書を申請者に交付して処分を通知しなければならない。

（認定証の再交付）

第 58 条　警察署長は、規則第 94 条第３項において準用する規則第 12 条の認定証再交付申請書の提出を受けたときは、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たな認定証を作成して申請者に交付しなければならない。

２　警察署長は、前項の規定により認定証の再交付を行ったときは、認定証再交付申請書に必要な事項を記載して、当該認定証再交付申請書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

（認定証の返納）

第 59 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 10 条の２第７項又は第９項の規定による認定証の返納に併せて、規則第 94 条第３項において準用する規則第 23 条第２項の返納理由書の提出を受けたときは、別記様式第８号の認定証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

２　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法 10 条の２第７項又は第９項の規定による認定証の返納について、規則第 94 条第３項において準用する規則第 23 条第１項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る認定証の返納を受けたときは、当該認定証及び同条第２項の規定により提出を受けた返納理由書を所轄警察署長に送付しなければならない。

３　前項の規定により認定証及び返納理由書の送付を受けた所轄警察署長は、第１項の認定証返納報告書により、返納理由書の写しを添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の解任勧告）

第 60 条　警察署長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 24 条第５項の規定により特定遊興飲食店営業の営業所の管理者の解任を勧告する必要があると認めるときは、管理者解任勧告上申書にその事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による管理者の解任の勧告の上申があったときは、必要な事項を調査し、又は確認し、管理者として不適当と認めるときは、その勧告について専決するものとし、細則第 20 条の勧告書を作成して、当該勧告書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

３　警察署長は、前項の勧告書の送付を受けたときは、当該勧告書を当該管理者を雇用する特定遊興飲食店営業者に交付して行政指導をしなければならない。この場合において、警察署長は、当該行政指導の状況を生活安全企画課長に報告しなければならない。

（特定遊興飲食店営業管理者講習）

第 61 条　生活安全企画課長は、法第 31 条の 23 において準用する法第 24 条第６項に規定する管理者に対する講習（以下「特定遊興飲食店営業管理者講習」という。）を実施するときは、年度ごとに当該年度において実施する特定遊興飲食店営業管理者講習の回数、時期、方法等の講習実施基本計画を作成しなければならない。この場合において、特定遊興飲食店営業管理者講習の実施要領については、別に定めるものとする。

２　警察署長は、規則第 97 条第４項において準用する規則第 40 条第２項に規定する特定遊興飲食店営業管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の提出を受けたときは、当該書面を生活安全企画課長に送付しなければならない。

３　生活安全企画課長は、特定遊興飲食店営業管理者講習の受講者に対して、受講証明を行うものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の営業開始の届出）

第 62 条　警察署長は、規則第 103 条第 1 項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認表により確認し、速やかに、別記様式第 13 号の８の深夜における酒類提供飲食店営業開始届出に対する調査書により次に掲げる事項について調査の上、適当と認めるときは、別記様式第 14 号の深夜における酒類提供飲食店営業届出台帳を２通作成し、その１通に当該深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書の写しを添えて、生活安全企画課長に送付しなければならない。

（１）　営業所が条例第 19 条の営業禁止地域にあるものでないか

（２）　営業所の構造及び設備が規則第 99 条各号に規定する技術上の基準に適合しているか否か

（３）　営業者が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項の許可を有しているか否か

（深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出）

第 63 条　警察署長は、規則第 104 条において準用する規則第 42 条第１項に規定する廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該届出の内容を確認し、適当と認めるときは、当該廃止届出書又は変更届出書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

２　警察署長は、規則第１条第２項の規定により同時に管轄区域外に所在する営業所に係る深夜における酒類提供飲食店営業の廃止届出書又は変更届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書又は変更届出書を所轄警察署長に送付しなければならない。この場合において、前項の規定は、所轄警察署長の手続について準用する。

（深夜における酒類提供飲食店営業届出台帳の管理）

第 64 条　生活安全企画課長及び警察署長は、第 62 条の規定により作成し、又は送付を受けた深夜における酒類提供飲食店営業届出台帳を簿冊別に、届出番号順に累年で編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。

２　生活安全企画課長及び警察署長は、前条第１項の規定により届出の内容を確認したとき、及び深夜における酒類提供飲食店営業台帳により記録すべき重要な事由が認められたときは、その都度これに必要な記載をしなければならない。

（指示等）

第 65 条　警察署長は、法第 25 条、第 29 条、第 31 条の４第 1 項、第 31 条の９第１項、第 31 条の 14、第 31 条の 19 第１項、第 31 条の 24、第 34 条第１項又は第 35 条の４第１項の規定により指示を行う必要がある事案を認知したときは、別記様式第 15 号の指示処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、行政手続法第 13 条第２項に規定する場合を除き、聴聞規則第 20 条の弁明通知書を当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して交付し、その者から弁明があったときは、同法第 29 条第１項に規定する弁明書の提出を受け、又は聴聞規則第 22 条第１項の弁明調書を作成しなければならない。

３　生活安全企画課長は、前項の弁明通知書の交付を警察署長を経由して行うことができる。

４　生活安全企画課長は、第１項の規定による上申及び第２項の弁明について審査し、指示をすることが相当と認めるときは、その指示について専決するものとし、細則第 19 条に規定する指示書を作成して、当該指示書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

５　警察署長は、前項の指示書の送付を受けたときは、速やかに、当該指示書を名宛人である風俗営業者等に交付して処分を執行し、指示事項の履行状況を確認して生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

６　生活安全企画課長又は警察署長は、法第 31 条の４第２項又は第 31 条の 19 第２項の規定によりはり紙、はり札又は立看板を除却したときは、別記様式第 16 号の立看板等除却報告書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（営業の停止等）

第 66 条　警察署長は、法第８条、第 10 条の２第６項、第 26 条、第 30 条、第 31 条の５、第 31 条の 15、第 31 条の 20、第 31 条の 25、第 34 条第２項、第 35 条、第 35 条の２又は第 35 条の４第２項の規定による許可の取消し、認定の取消し、営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分（以下「営業停止等の処分」という。）を行う必要がある事案を認知したときは、別記様式第 17 号の営業停止等処分上申書又は別記様式第 17 号の２の認定取消上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、聴聞をすることが相当と認めるときは、公安委員会の聴聞の実施の決定により、聴聞規則第８条の聴聞通知書を作成し、不利益処分の名宛人となるべき者に対して交付しなければならない。この場合において、生活安全企画課長は、警察署長を経由して当該聴聞通知書を交付することができる。

３　生活安全企画課長は、公安委員会が営業停止等の処分を決定したときは、別記様式第 17 号の３の不利益処分決定通知書及び細則第 19 条各号に定める許可取消通知書、営業停止命令書若しくは営業廃止命令書又は細則第９条第２項の認定取消通知書（以下「営業停止等命令書」という。）を作成して、当該営業停止等命令書を上申に係る警察署長に送付しなければならない。

４　警察署長は、前項の営業停止等命令書の送付を受けたときは、当該営業停止等命令書を名宛人である風俗営業者等に交付して、処分を執行しなければならない。

５　前項の処分を執行した警察署長は、当該処分の履行状況を確認し、その状況を生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

（措置命令）

第 67 条　警察署長は、法第 31 条の 10 の規定により映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対し、措置命令を発する必要がある事案を認知したときは、別記様式第 15 号の措置命令上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　第 65 条第２項から第５項までの規定は、措置命令を発する場合に準用する。この場合において、「指示書」とあるのは「措置命令書」と読み替えるものとする。

（指示等処分の移送）

第 68 条　警察署長は、法第 31 条の６第１項、第 31 条の 11 第１項、第 31 条の 21 第１項、第 35 条の４第３項又は第 41 条の３第２項の規定により他の都道府県公安委員会に対して処分の移送又は処分事由の通報を行う必要がある事案を認知したときは、指示処分上申書又は営業停止等処分上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。

２　生活安全企画課長は、前項の規定による処分の移送に係る上申があったときは、これを審査し、移送することが相当と認めるときは、その移送について専決するものとし、規則第 56 条（規則第 62 条第２項、第 74 条第２項及び第 105 条において準用する場合を含む。）に規定する処分移送通知書を作成し、移送すべき都道府県公安委員会に対し、当該処分移送通知書を送付しなければならない。

３　生活安全企画課長は、第１項の規定による処分事由の通報に係る上申があったときは、これを審査し、通報することが相当と認めるときは、その通報について専決するものとし、規則第 113 条第２項の表に掲げる事項を記載した書面を作成し、通報すべき都道府県公安委員会に対し、当該書面を送付しなければならない。

４　警察本部長は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付又は処分事由の通報を受けたときは、第 65 条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

（標章の除去）
第 69 条　警察署長は、規則第 50 条第１項（規則第 57 条第３項及び第 68 条第３項において準用する場合を含む。）及び規則第 51 条第１項の標章除去申請書の提出を受けたときは、法第 31 条第２項各号若しくは第３項、第 31 条の５第３項又は第 31 条の 16 第２項各号若しくは第３項のいずれかに該当するかどうかを調査の上、当該標章除去申請書に調査結果を記載した書面を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　生活安全企画課長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、標章を除去することが適当と認めるときは、専決により当該標章を除去し、上申に係る警察署長にその旨を通知しなければならない。
（自動公衆送信装置設置者に対する勧告）
第 70 条　警察署長は、法第 31 条の９第２項の規定により自動公衆送信装置設置者に対して勧告をする必要がある事案を認知したときは、別記様式第 15 号の勧告上申書に当該事案に係る報告書を添えて、生活安全企画課長を経由して警察本部長に上申しなければならない。
２　警察本部長は、前項の規定による上申があったときは、これを審査し、勧告することが相当と認めるときは、あらかじめ総務大臣と協議をした上で細則第 20 条の勧告書を作成して、上申に係る警察署長に送付しなければならない。
３　警察署長は、前項の勧告書の送付を受けたときは、当該自動公衆送信装置設置者に交付の上、勧告に基づく措置の履行状況を確認し、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。
（報告又は資料提出要求）
第 71 条　生活安全企画課長及び警察署長は、法第 37 条第 1 項の規定により風俗営業者、特定遊興飲食店営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、法第 33 条第６項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜における飲食店営業を営む者及び接客業務受託営業を営む者（以下この条において「風俗営業者等」という。）から業務に関する報告又は資料の提出を求めるときは、専決により細則第 18 条の報告等要求書を作成し、これを名宛人である風俗営業者等に交付しなければならない。
２　警察署長は、風俗営業者等から前項の報告等要求書に係る報告又は資料の提出を受けたときは、当該報告に関し作成した書面又は提出された資料の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。
（立入り）
第 72 条　生活安全部長は、警察署長に対し、法第 37 条第２項の規定による立入りについて必要な指導を行うとともに、当該実施計画以外に立入検査の必要があると認めるときは、その都度実施を指示することができる。
２　警察職員は、必要があると認めて営業所の立入検査をしたときは、その結果を別記様式第 19 号の立入り報告書により営業所の所在地を管轄する警察署長に報告し、及び当該立入り報告書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。この場合において、香川県警察本部の課等に所属している警察職員にあっては、その所属の長を通じて報告し、及び送付するものとする。
（団体の届出）
第 73 条　警察署長は、細則第 23 条の団体届出書の提出を受けたときは、当該団体届出書を生活安全企画課長に送付しなければならない。
（審査請求等の教示）
第 74 条　申請に対する処分又は風俗営業者等に対する不利益処分を書面により行う場合における行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項の規定による教示は、当該書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第１項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公

安委員会規則第３号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

（受領書）

第 75 条　生活安全企画課長及び警察署長は、風俗営業等の事務に関し公安委員会が発する書面を当該書面の名宛人に交付する場合において、必要があると認めるときは、別記様式第 20 号の受領書の例により受領書を徴するものとする。この場合において、警察署長は、徴した受領書を生活安全企画課長に送付しなければならない。

（手数料）

第 76 条　生活安全企画課長及び警察署長は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第４号）別表第１に規定する事務の手数料を同条例第３条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第２号）の規定により収納しなければならない。

（電算登録）

第 77 条　生活安全企画課長は、法に基づく処分をしたとき、又は警察署長から送付を受けた申請書等が別に定めるところによる風俗営業等管理業務において電算登録を行う必要があるときは、警察共通基盤システムによる電算登録を行わなければならない。

（報告）

第 78 条　警察署長は、毎月の取扱件数を別記様式第 21 号の風営適正化法関係事務取扱報告書により、翌月 10 日までに生活安全企画課長を経由して警察本部長に送付しなければならない。

附　則

この訓令は、平成 13 年６月１日から施行する。

附　則（平成 14 年４月 19 日本部訓令第 13 号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成 14 年５月１日から施行する。

（香川県警察の事務の決裁に関する訓令の一部を改正する訓令）

２　香川県警察の事務の決裁に関する訓令（平成 13 年香川県警察本部訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成 16 年９月 16 日本部訓令第 15 号）

１　この訓令は、平成 16 年９月 16 日から施行する。

２　改正前の別記様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附　則（平成 19 年６月 13 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 19 年６月 13 日から施行する。

附　則（平成 20 年 11 月 11 日本部訓令第 21 号）

この訓令は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年７月６日本部訓令第８号）

この訓令は、平成 24 年７月９日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 31 日本部訓令第５号）

この訓令は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年６月 20 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 28 年６月 23 日から施行する。

附　則（平成 30 年 10 月 30 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

附　則（令和元年６月 13 日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和元年 12 月 13 日本部訓令第８号）

この訓令は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附　則（令和３年３月 30 日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和３年３月 30 日から施行する。

２　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和７年２月 17 日本部訓令第２号）

１　この訓令は、令和７年２月 17 日から施行する。ただし、別記様式第２号、別記様式第３号、別記様式第 13 号の４及び別記様式第 13 号の５の改正規定は、令和７年６月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

（別表及び別記様式　省略）